

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3のただし書き、農林水産省経営局長が別に定める「平成30年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について（平成30年北海道胆振東部地震及び台風第21号）（平成30年10月9日付け30経営第1514号農林水産省経営局長通知。以下「国読み替え通知」という。）」に規定する事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大阪府農業経営構造対策事業補助金交付要綱、平成30年度被災農業者向け経営体育成支援事業（平成30年北海道胆振東部地震及び台風第21号）に係る補助金交付事務について（平成30年11月15日付け中農緑第1976号大阪府中部農と緑の総合事務所長通知。）（以下「府読み替え通知」という。）及び大阪市補助金交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(補助の対象及び補助率)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国読み替え通知に規定する事業で、補助率は別表1のとおりとする。

2 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、府読み替え通知別紙2のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める必要書類を添えて、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請を行う場合においては、仕入れに係る消費税等相当額（補助金の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから 30 日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第5条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

第6条 市長は、補助事業の完了後、第14条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は、府読み替え通知別紙1のとおりとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(着工)

第10条 補助事業の着工は、原則として第4条の交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助事業者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届（様式第8号）を市長に提出するものとする。なお、この場合においては、補助事業者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。ただし、実施要綱別

記2の第1の4の(2)に基づく計画の承認前に補助事業に着工したものにあってはこの限りではない。

2 補助事業者は、補助事業に着工したときは、速やかにその旨を着工（契約）届（様式第9号）により、市長に届け出るものとする。ただし、実施要綱別記2の第1の4の(2)に基づく計画の承認前に補助事業に着工したものにあってはこの限りではない。

（立入検査等）

第11条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（補助事業の遂行等の指示等）

第12条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業遂行の一時停止を命ずるものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業記録写真
- (3) 事業実施場所の位置図
- (4) 領収書の写し等（経費の内訳及びその明細が確認できるもの）

3 第3条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額せずに補助金の交付の申請を行った補助事業者（次項において「消費税額未確定者」という。）は、本条第1項の実績報告書を提出する場合において、当該仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して提出しなければならない。

4 消費税額未確定者は、実績報告書を提出した後に仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の減額を行ったものについては、当該減額を行った額を減じた額）について、速やかに仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第11号）により市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第14条に基づく補助金の額の確定があった日の翌年5月31日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第15条 規則第17条第3項の規定による通知においては、市長は、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付決定取消書（様式第13号）により通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表及び減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（関係書類の整備）

第17条 補助事業者は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第14条の通知を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で前条第1項に規定する期間を経過していないものについては、当該期間が経過するまでの間、財産管理台帳（様式第14号）及びその他関係書類を整備し、保存しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月11日から施行する。

別表1

補助対象経費	国庫補助金	府費補助金	市費補助金
(1) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得	補助事業者の国庫補助金の額は、国読み替え通知別紙の3の(5)のイに定める額以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。	補助事業者の府費補助金の額は、府読み替え通知別紙1-2に定める額以内とする。	補助事業者に交付する市費補助金の額は、府読み替え通知別紙1-2に定める府費補助金と同額とする。
(2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入			
(3) (1)と一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備			
(4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械（以下「生産農産物の加工用機械」という。）並びに附帯施設の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び生産農産物の加工用機械並びに附帯施設の取得又は被災した農産物の生産に必要な農業機械及び生産農産物の加工用機械並びに附帯施設の修繕			
(5) 被災した農産物の生産にかかる施設等（以下「被災施設等」という。）の撤去	補助事業者の国庫補助金の額は、国読み替え通知別紙の3の(6)の②に定める額以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。	補助事業者の府費補助金の額は、府読み替え通知別紙1-2に定める額以内とする	補助事業者に交付する市費補助金の額は、府読み替え通知別紙1-2に定める府費補助金と同額とする。

(様式第1号)

年 月 日

大阪市長

住所

氏名

印

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名印)

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業
補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額 金_____円

(以下の内容は経営体調書をもって代えることができる)

3 整備内容及び経費の内訳 (実績)

No	整備内容	工期		共済金支払通知書の関連する棟番号	施工住所
		着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日		
1					
2					

No	総事業費(円) (A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)	経費の内訳(円)					園芸施設共済のうち特定園芸施設支払額の合計額(円)
		国補助金(A)	融資額(B)	地方公共団体等補助金		その他(E)	
1				都道府県(C)	市町村(D)		
2							
計							

No	被災施設の建設時における国庫補助事業の活用状況				原型復旧に該当するか否か (被災施設建設時に国庫補助利用 かつ再建の場合記入)				備考
	国庫補助事業		国庫補助事業名	実施年度					
1	<input type="checkbox"/>	該当する		年度	<input type="checkbox"/>	該当する	<input type="checkbox"/>	該当しない	
2	<input type="checkbox"/>	該当する		年度	<input type="checkbox"/>	該当する	<input type="checkbox"/>	該当しない	

※必要に応じて積算内訳を記載する。

4 農業経営の状況

(1) 農業経営の維持

項目			
農業経営の維持	<input type="checkbox"/>	引き続き農業経営を継続する場合にチェックを入れてください	

(2) 農業経営の改善を図るための取組

項目	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6 添付書類

- (1) チェックリスト（別紙1）
- (2) 被災農業者向け経営体育成支援事業に係る申立書兼同意書（別紙2）
- (3) 被災証明や被災した施設等の写真など被害状況がわかるもの
- (4) 出荷・販売の実績がわかる書類（過去3年分）
- (5) 原則3者以上の設計書または見積書（資材購入による修繕の場合は、作業を行った者、日付、費用の額がわかるもの）
- (6) 事業実施場所の位置図
- (7) 園芸施設共済や民間の保険等の共済金額及びその内訳がわかる書類
- (8) 修繕・再建を行う施設等のカタログ又は設計図面等施工内容のわかるもの（※修繕・再建の場合のみ）
- (9) その他市長が必要と認めるもの

被災農業者向け経営体育成支援事業申請にあたってのチェックリスト

内 容	チェック 項目
1 事業の対象条件	
台風21号により被災した申請者自らが所有する施設・機械等の再建・修繕および撤去が事業対象となります。(借りている施設・機械等の再建・修繕及び撤去は補助対象外です。)	<input type="checkbox"/>
過去3年間において出荷・販売を行っています。	<input type="checkbox"/>
過去3年間において農地法第32条に基づく農地利用意向調査の対象ではありません。	<input type="checkbox"/>
被災前と同等以上の施設・機械を取得する場合は、被災前と同等の施設・機械等の取得費用が補助対象となり、かかり増し経費は補助対象ではありません。	<input type="checkbox"/>
農機具格納庫等の修繕・再建にあたっては、農地転用許可、開発許可、建築確認等各種法令に基づく許認可が必要な場合、その許認可が得られなければ補助対象とはなりません。許認可が必要かどうかについては、各法令の所管窓口まで直接御確認ください。	<input type="checkbox"/>
本事業により再建・修繕した施設・機械について、当該施設等の財産処分制限期間内に譲渡・売却・貸付または使用中止する場合、補助金を返還して頂く事があります。	<input type="checkbox"/>
本事業によりパイプハウス等園芸施設共済の対象となる施設の再建・修繕を行った場合は、園芸施設共済等保険への加入が条件となります(園芸施設共済は当該施設を含めて全棟加入が条件となります。)	<input type="checkbox"/>
2 事業の着手	
補助対象の機械・施設について業者に見積を依頼する時点が着手となります。	<input type="checkbox"/>
本市より事業実施通知を受けた日から交付決定通知を受ける日までの間に着手する場合は、交付決定前着手届の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
3 機械・施設の見積合わせ、発注	
本市より事業実施通知を受けた日以降に業者に発注する場合は、発注先業者の選定に当たり複数の業者(原則3者以上)から見積書(見積金額の内訳がわかる明細書を含む)を徴取してください。	<input type="checkbox"/>
事業実施通知を受ける前に発注する場合も複数の業者から見積書を徴取するよう努めてください。	<input type="checkbox"/>
被災前と同等以上の施設・機械を取得する場合は、被災前と同等の施設・機械等の取得費用についても複数の業者から見積書を徴取してください。	<input type="checkbox"/>
機械・施設を修繕するか再建・再取得するかについては、それぞれ複数の見積を徴取の上、費用の安い方を選択してください。	<input type="checkbox"/>
修繕不可能な場合は、建物の場合は建築士等、機械の場合は販売店等(原則として契約相手先となる者を除く)が発行する修繕不能証明を提出してください。	<input type="checkbox"/>
見積依頼にあたっては、機械・施設の規格、数量、納期、納品場所などを明らかにした仕様書を作成し、見積書提出期限まで十分な期間を確保した上で業者に提示してください。	<input type="checkbox"/>
見積依頼にあたっては、市町村が示す様式による指名停止申立書を配布し、見積書とともに提出させてください。	<input type="checkbox"/>
見積合わせの結果を整理した一覧表(見積合わせ結果調書)を作成し、最も安い価格を提示した業者に発注してください。	<input type="checkbox"/>
発注にあたっては、可能な限り契約書又は請書を作成してください。	<input type="checkbox"/>

裏面へ続く

内 容	チェック 項目
4 納品、代金の支払い 機械や物品を購入する場合は納品書を、施設の建設工事を行う場合は引渡書を業者から受け取り、発注した機械・施設が正しく納品されていることを確認の上、納品書又は引渡書に受領日を手書きし、受領者の氏名を押印しておいてください。	<input type="checkbox"/>
業者より、見積書の明細と対応する明細が記載された請求書を発行してもらってください。	<input type="checkbox"/>
納品書、引渡書、請求書のあて名は補助対象者としてください。補助対象者以外の方が購入した機械・施設は補助対象として認められません。	<input type="checkbox"/>
業者への代金支払いは、補助対象者の銀行口座から業者の銀行口座への振込としてください。 (やむを得ず現金払をする場合は、支払ごとに請求額と同額を口座から引き出し、速やかに支払ってください。) また、本事業と関係ない支払とは区分して支払ってください。	<input type="checkbox"/>
5 関係書類、帳票の保管 本市よりお送りした補助事業に関する通知(交付決定通知、確定通知 等)及びすべての業者から徴取した見積書、見積結果調書、契約書、納品書、請求書、振込依頼書の控え、領収書、事業実施主体の銀行口座通帳等は、補助対象の機械・施設の法定耐用年数(または「当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間」のいずれか期間の長い方)が経過するまで保管しておいてください。	<input type="checkbox"/>

上記内容について理解した上で、被災農業者向け経営体育成支援事業に申請します。

年　　月　　日

申請者氏名 _____ 印

年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

印

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名印)

被災農業者向け経営体育成支援事業に係る申立書兼同意書

私は、平成30年台風第21号により被災し、被災農業者向け経営体育成支援事業において再建、修繕又は撤去を行う施設・機械（園芸施設、農小屋、農業用機械等）の共済・保険加入状況については、下記のとおりであることを申し立てます。なお、下記の内容に誤りがあった場合は、直ちに市長へ報告し、必要に応じて補助金返還等の手続きを行うことを誓います。

また、共済・保険加入状況等（補助金の申請に必要な内容を含む）について大阪市より、加入先へ確認される事について同意します。

記

施設詳細	施設が設置されている農地の地番	共済・保険加入状況
<input type="checkbox"/> 再建・修繕 <input type="checkbox"/> 撤去		<input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 加入 (会社名) 共済・保険金受取額 (円)
<input type="checkbox"/> 再建・修繕 <input type="checkbox"/> 撤去		<input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 加入 (会社名) 共済・保険金受取額 (円)
<input type="checkbox"/> 再建・修繕 <input type="checkbox"/> 撤去		<input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 加入 (会社名) 共済・保険金受取額 (円)
<input type="checkbox"/> 再建・修繕 <input type="checkbox"/> 撤去		<input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 加入 (会社名) 共済・保険金受取額 (円)

(様式第2号)

大阪市指令経産第 号
年 月 日

樣

大阪市長

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金については、
次のとおり交付することとしたので、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱第4条
第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の交付額 金 円

2 事業完了予定期日 年 月 日

3 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
 - (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

(様式第3号)

大経産第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業
補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金については、
次の理由により交付しないこととしたので、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱
第4条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

印

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名印)

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業 補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令経産第 号で交付決定を受けた大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業について、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり交付の申請を取り下げます。

記

1 交付決定額 金 円

2 取下げの理由

(様式第5号)

年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

印

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名印)

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業 補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令経産第 号で交付決定を受けた大阪市被災農業者向け経営
体育成支援事業について、下記のとおり変更したいので、大阪市被災農業者向け経営体育成支援交付要
綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 交付申請額

変更前 金 円

変更後 金 円

3 整備内容及び経費の内訳（実績）

No	整備内容	工期		共済金支払通知書の関連する棟番号	施工住所
		着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日		
1					
2					

2								
計								

No	被災施設の建設時における国庫補助事業の活用状況				原型復旧に該当するか否か (被災施設建設時に国庫補助利用 かつ再建の場合記入)				備考
	国庫補助事業		国庫補助事業名	実施年度					
1	<input type="checkbox"/>	該当する		年度	<input type="checkbox"/>	該当する	<input type="checkbox"/>	該当しない	
2	<input type="checkbox"/>	該当する		年度	<input type="checkbox"/>	該当する	<input type="checkbox"/>	該当しない	

※必要に応じて積算内訳を記載する。

4 農業経営の状況

(1) 農業経営の維持

項目		
農業経営の維持	<input type="checkbox"/>	引き続き農業経営を継続する場合にチェックを入れてください

(2) 農業経営の改善を図るための取組

項目	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

(注) 1 補助金の交付決定により通知された「整備内容及び経費の内訳」と変更後の「整備内容及び経費の内訳」とを容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

2 補助金の額が増額する場合は、件名の「経営体育成支援事業補助金変更承認申請書」を「経営体育成支援事業補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱により、補助金○○○○○円を追加交付されたく申請する。」とすること。

(様式第6号)

年 月 日

大阪市長

住所

氏名

印

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名印)

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業
補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令経産第 号で交付決定を受けた大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業について、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由(中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大経産第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金事情変更による
交付決定取消・変更通知書

年　　月　　日付け大阪市指令経産第　　号で交付決定した大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業について、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取り消します（変更します）。

記

1 取消し又は変更の理由

2 事情変更の理由

(様式第8号)

年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

印

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名印)

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業に係る
交付決定前着工届の提出について

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業経営体調書に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、次のとおり交付決定前着工届を提出する。

記

- 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費 (円)	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

(様式第9号)

年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

印

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名印)

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業に係る
着工（契約）届の提出について

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業経営体調書に基づく事業について、下記のとおり着工（契約）しましたので届け出ます。

記

整備内容	
事業費（円）	
着工（契約）住所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注：工程表等を添付すること。

(様式第 10 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

印

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名印)

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業
補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令経産第 号で交付決定を受けた大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業について、下記のとおり実施したので、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、その実績を次のとおり報告します。

記

1 補助金の予定金額 金 円

(補助金の交付決定額 金 円)

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 事業記録写真
- (3) 事業実施場所の位置図
- (4) 領収書の写し等（経費の内訳及びその明細が確認できるもの）

(様式第 11 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

印

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名印)

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け大阪市指令経産第 号で交付決定のあった事業について、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業交付要綱第 13 条第 4 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1	年 月 日付け大経産第 号による額の確定通知額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助対象者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることが確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助対象者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(様式第 12 号)

大経産第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業
補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令経産第 号で交付決定した大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業交付要綱第 14 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第 13 号)

大阪市指令経産第　号
年　月　日

様

大阪市長

大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業
補助金交付決定取消書

年　月　日付け大阪市指令経産第　号にて交付決定（変更決定・額の確定）した大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

(様式第14号)

財産管理台帳

補助対象者名

地区名 地区			事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									
施設等 名 称	事業の内 容				工 期		経 費 の 配 分				处分制限期間		处分の状況		備 考	
	事業種目 (事業細 目)	取組主体	工種構造 又は 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	处分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
									国庫 補助金	都道 府 県	市町村	その他				
	計															
	計															
	合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。